平成２８年度　第２回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会　議事録

１　**会議の名称**　平成２８年度第２回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

２　**開 催 日 時**　平成２８年１０月２７日（火）午後３時から午後５時１０分

３　**開 催 場 所**　千葉中央コミュニティセンター　８階　千鳥・海鷗

４　**出　席　者【委員】**

植草毅委員、大木三雄委員、小野満佐子委員、細野雅子委員、山﨑淳一委員、
木村章委員、玉山トミ子委員、中澤潤委員、中谷房子委員、濱野昌彦委員、
日野玲子委員、西垣かおり委員、菊地謙委員

【事務局】

山田こども未来局長、佐々木こども未来部長、始関こども企画課長、
藤田健全育成課長、大町こども家庭支援課長、伊藤児童相談所長、
内山幼保支援課長、鈴木幼保支援課幼児教育・保育政策担当課長、
岡﨑幼保運営課長、五藤幼保運営課保育所指導担当課長、
高木こども企画課課長補佐、

５　**議題及び報告事項**

議題　（１）分科会会長の選任について
（２）会長職務代理者の選任について
（３）（仮称）こども未来応援プラン（こどもの貧困対策推進計画）について
（４）千葉市こどもプランの平成２７年度進捗状況について
（５）里親認定の適否について

報告事項　（１）里親の辞退について

６　**議事の概要**

議題

（１）分科会会長の選任について

委員の互選により、中澤委員を分科会会長とすることに決定した。

（２）会長職務代理者の選任について

中澤会長が、会長職務代理者に植草委員を指名した。

（３）（仮称）こども未来応援プラン（こどもの貧困対策推進計画）について

事務局から、（仮称）こども未来応援プラン（こどもの貧困対策推進計画）についての説明があり、質問・意見が示された。

（４）千葉市こどもプランの平成２７年度進捗状況について

事務局から、千葉市こどもプランの平成２７年度進捗状況についての説明があり、質問・意見が示され、事務局案を了承として答申することを決定した。

（５）里親認定の適否について【非公開】

事務局から、５件の里親候補者について説明があり、審議の結果、「適格」として答申することを決定した。

報告事項

（１）里親の辞退について【非公開】

事務局から、６件の里親の辞退について報告があり、了承された。

７　会議の経過

高木補佐：　それでは、大変お待たせいたしました。予定の時刻となりましたので、ただいまから平成28年度第２回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を開会させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、こども企画課課長補佐の高木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、お配りしております資料の確認をさせていただきます。委員名簿、座席表、資料１－３「ご意見記入用紙」、資料２の別紙５「地域子ども・子育て支援事業の提供」、資料３「里親認定の適否について」、資料４「里親の辞退について」、千葉市こどもプラン、以上の資料を配付させていただいております。委員名簿と資料２の別紙５につきましては、事前に送付させていただいた資料に誤りがございましたので、本日お配りしたものに差しかえさせていただきますようお願いします。これに加えまして、事前に送付させていただいております次第、資料１－１、資料１－２、資料２、以上が本日の資料となります。不足等がございましたら事務局にお申しつけ

ください。

なお、資料３と資料４につきましては、個人情報を保護する観点から、会議終了後、回収させていただきますので、御了承くださいますようお願いいたします。

次に、傍聴に当たっての注意事項を申し上げます。入室の際に配付いたしました傍聴要領の記載事項に違反したときは退室していただく場合がありますので、御注意願います。

当会議の公開及び議事録の公表でございますが、里親及び里子に関する事項及び処遇検討部会の開催状況につきましては、平成12年11月の児童福祉専門分科会におきまして、原則非公開の決定をいただいております。議題（５）の里親認定の適否について及び報告事項（１）里親の辞退についてに関しましては非公開とさせていただきます。傍聴者の方については、その際御案内させていただきますので、あらかじめ御了解いただきますようお願いいたします。

それでは、まず初めに、こども未来局長より御挨拶を申し上げます。

山田局長：　皆さん、こんにちは。千葉市こども未来局の山田でございます。本日はお忙しい中、平成28年度第２回社会福祉審議会児童福祉専門分科会にお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろより市政各般にわたりまして御協力、御尽力いただいておりますことを厚く御礼申し上げたいと思います。

さて、少子化はますます深刻な問題になってきておりまして、国でも第２次補正予算が成立いたしまして、さまざまな、また百花的な事業が出てきております。私も子ども施策は長いんですけれども、社会保障のため、労働力のためにということで子ども・子育て関連支援策をやっても、これはなかなか解決しないと。やっぱりまちづくりであるとか、税の問題であるとか、高齢者の問題であるとか、価値観の問題、教育の問題を全部ひっくるめて、行政だけではなくて、産、官、学、民という感じで全てが連携して結果が出てくるものだと思います。そういうわけで、少なくとも我々こども未来局、また子どもの施策にかかわる者としては、せめて大人の視点、社会の視点とは違って、第一に子どもの視点というものを大事にしながらこれからやっていきたいと考えております。

本日、議題が非常に多く、非常に重要な課題が多くなっておりますので、忌憚のない意見を聞かせていただきまして、施策に反映させていただきたいと思いますので、きょうはよろしくお願いします。

高木補佐：　続きまして、本日は任期満了に伴う委員の一斉改選後、初めての分科会となりますので、委員の皆様方を御紹介させていただきます。お手元にございます委員名簿に沿って御紹介させていただきますので、大変恐縮ではございますが、お名前をお呼び申し上げましたら、その場で御起立をお願いいたします。

千葉市議会議員、教育未来委員会委員長、植草毅様。

千葉市社会福祉協議会常務理事、大木三雄様。

千葉市ひまわり会会長、小野満佐子様。

千葉市民生委員児童委員協議会副会長、細野雅子様。

千葉市民間保育園協議会会長、山﨑淳一様。

千葉市医師会、木村章様。

千葉市青少年育成委員会会長会会計監査、玉山トミ子様。

千葉大学教育学部教授、中澤潤様。

千葉明徳短期大学非常勤講師、中谷房子様。

千葉家庭裁判所総括主任家庭裁判所調査官、濱野昌彦様。

千葉市小中学校長学校運営協議会、越智小学校校長、日野玲子様。

また、今年度、こども未来応援プラン（こどもの貧困対策推進計画）について議題とするに当たり、臨時委員として御参加していただいております千葉市母子寡婦福祉会会員、西垣かおり様。

同じく千葉市生活自立・仕事相談センター稲毛センター長、主任相談員、菊地謙様。

なお、本日欠席されております大川委員、岸委員、上妻委員、今田委員、佐藤委員、篠﨑委員、清水委員、中溝委員、中村委員、以上９名の方から事前に御欠席の連絡をいただいております。

本日は、当分科会委員の過半数以上の方に出席していただいておりますので、千葉市社会福祉審議会条例の規定により、当会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

改めまして、こども未来局長の山田でございます。

こども未来部長の佐々木でございます。

こども企画課長の始関です。

健全育成課長の藤田でございます。

こども家庭支援課長の大町でございます。

幼保支援課長の内山でございます。

幼保支援課幼児教育・保育政策担当課長の鈴木でございます。

幼保運営課長の岡﨑でございます。

幼保運営課保育所指導担当課長の五藤でございます。

児童相談所長の伊藤でございます。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

議題　（１）分科会会長の選任について

高木補佐：　まず、議題（１）分科会会長の選任でございますが、会長が決まるまでの間、こども未来局長が議事の進行を務めさせていただきます。

それでは山田局長、お願いいたします。

山田局長：　それでは、議題（１）分科会会長の選任についてでございますが、条例第５条第２項の規定により、会長は委員の互選によって定めることとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

大木委員：　会長には、これまで社会福祉審議会児童福祉専門分科会の会長として御尽力いただきました中澤委員にお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

山田局長：　ただいま大木委員より、中澤委員を推薦する旨の御提案がございましたが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

山田局長：　ありがとうございます。それでは、中澤委員に会長をお願いしたいと思います。中澤委員、よろしくお願いいたします。

（座席移動）

高木補佐：　それでは、まず初めに会長就任の御挨拶をお願いいたします。

中澤会長：　改めまして、中澤と申します。よろしくお願いいたします。子どもたちの状況、例えば待機の問題であるとか、貧困の問題であるとか、あるいは虐待

の問題であるとか、さまざまな問題、どれもある意味つながった問題だなと思っております。きょうは貧困対策とか、さまざまな話題が出てまいりますけれども、どれも千葉の子どもたちの福祉を考える上で非常に重要な問題で、今はそういう重要な時期だと思っております。ぜひ委員の皆様と一緒に、この問題をしっかり考えていきたいと思いますので、どうか御協力をよろしくお願いいたします。

高木補佐：　ありがとうございました。ここからは会長に議事を進行していただきたいと思います。中澤会長、よろしくお願いいたします。

議題　（２）会長職務代理者の選任について

中澤会長：　それでは、議題（２）会長職務代理者の選任に入りたいと思います。

事務局から選任方法について説明をいただきたいと思います。

始関課長：　こども企画課、始関でございます。座って説明させていただきます。

会長職務代理者の選任方法について御説明申し上げます。会長職務代理者は、千葉市社会福祉審議会条例第５条第４項の規定により、会長の指名となっております。

以上でございます。

中澤会長：　ありがとうございます。ただいま説明がありましたけれども、会長職務代理は会長の指名ということになっているようです。私といたしましては、市議会教育未来委員会の委員長であります植草委員に職をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

中澤会長：　植草さん、よろしくお願いいたします。

それでは、席の移動をお願いいたします。

（座席移動）

中澤会長：　一言御挨拶いただけますでしょうか。

植草委員：　このたび分科会長職務代理者となりまして、会長を補佐し頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

中澤会長：　ありがとうございました。

議題　（３）（仮称）こども未来応援プラン（こどもの貧困対策推進計画）について

中澤会長：　それでは、続きまして議題（３）（仮称）こども未来応援プラン（こどもの貧困対策推進計画）について、事務局から説明をお願いいたします。

大町課長：　こども家庭支援課です。説明は座ってさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

それでは、資料１－１をお願いいたします。こちらは（仮称）千葉市こども未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）（案）の概要版でございます。

まず、前回の審議会におきまして、計画の名称についての御意見をいただきましたが、臨時委員の方々からの御意見を含め、「貧困」の言葉を計画名称に入れて計画内容がわかったほうがいいとか、対象となる子供への配慮から「貧困」という言葉を入れないほうがいいという意見、どちらもいただいておりまして、副題といたしまして、千葉市子どもの貧困対策推進計画を併記した形で仮称の計画名をつけてございます。

それでは、初めに「１　計画策定の背景・国等の動向」についてでございます。

まず、Ｉの全国の子どもの貧困の状況についてでございます。第１回の審議会でも御説明させていただきましたが、子どもの貧困率は16.3％で約６人に１人、ひとり親の貧困率については54.6％の約２人に１人となっておりまして、それぞれＯＥＣＤ加盟国中、かなり下位の状況にございます。

また、その下の進学率についてですが、生活保護世帯や児童養護施設等に入所している子供たちの進学率は全児童に比べて総じて低いのですが、特に注目しているのが２段目の高卒後の進学率に関してです。全体では73.2％の子供たちが進学しているのに対して、生活保護世帯では33.4％、児童養護施設等入所児童では26.7％と、顕著に低い状況となっております。

このような状況を踏まえまして、矢印の下に行きますと、国や県の動きを示してございます。一番左側のⅡのところからですが、平成26年に子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行されまして、次いで真ん中のⅢのところですが、平成26年８月に、国の大綱として子供の貧困対策に関する大綱が閣議決定され、貧困対策に関する基本的な方針、貧困に関する指標のほか、指標の改善に向けた当面の重点施策等が定められたところでございます。

このような国の動きを受けまして、一番右のⅣのところですが、平成27年

12月には千葉県の貧困対策推進計画として、県全域を対象とした計画が策定されまして、子どもの貧困に関する指標の改善のための４項目の重点的な支援が示されたところです。

本市といたしましても、子どもの貧困に関する実態を把握するため、７月に調査等を実施いたしまして、その結果や状況を「２　本市の状況」欄に記載してございます。

１つ目に、経済的に困難な状況にあり、生活保護、児童扶養手当、就学援助及び社会的養護といった支援制度を利用している世帯等の18歳未満の児童数は、本市に約１万2,000人、約13人に１人の状況となっております。また、これ以外にも厳しい環境にある子どもたちがいることが推測されるところでございます。

その下、２つ目ですけれども、支援制度を利用している世帯、児童にアンケート調査を行ったところ、塾代にかける費用や学校以外での学習時間が全児童平均よりも相当低い状況であることがわかりました。具体的には、中学３年相当のアンケート対象世帯の児童について、塾代にかける月の支出額ですけれども、「５千円未満」が67％であるのに対し、括弧書きに書いてあるのは21大都市の児童平均で、「５千円未満」は0.6％しかいないという状況でございまして、顕著な開きがありました。また、学校以外での１日当たりの勉強時間についても、アンケート対象世帯の児童は、「勉強を全くしない」が14％に対しまして、括弧書きで示している本市の他の調査の児童平均が７％、以下、「１時間未満」が43％に対して児童平均は24％などと、こちらも大きな開きが出ているところでございます。

その下、３つ目ですけれども、経済的事情や子どもの学力から、少なくない子どもが大学等の進学を希望しながら諦めている状況があることがわかりました。具体的には、アンケート対象世帯に対し、将来どの段階の学校まで行かせたいか、また、現実にはどの段階の学校まで行けると思うかを質問したところ、保護者については、大学まで行かせたいと思う希望が54％に対しまして、現実的には17％ぐらいしか行けないかなという結果とか、児童につきましては、大学までの希望が34％に対しまして、現実的には20％程度というふうに希望と現実に大きな開きがございまして、進学を諦めている状況がわかります。

４つ目に、経済的な理由により支払いがおくれたこととか、支払いができなかったことがありますかという質問を尋ねたところ、３割の世帯が光熱水費の支払い遅延の経験があるなど、経済的な支援とともに家計管理の支援が必要な状況となっております。

その下の５つ目と６つ目は、支援をする立場として、臨時委員の菊地委員等、生活自立・仕事相談センター職員の方々から、また当事者として、同じく臨時委員の西垣委員から、千葉市母子寡婦福祉会会員等の御意見を集約いただいてヒアリングを行った結果となっております。

５つ目といたしましては、経済的な問題だけではなく、児童虐待やＤＶ等、幾つかの問題が重なり、それを助けてくれる人が周りにいない状況のときに困難に陥りやすい状況となるから生活の支援が必要との御指摘がありました。

続いて６つ目の丸ですけれども、困難な状況にある児童、家庭に対して、社会的な孤立を防ぎ、気づきから支援につなげるために、さまざまな制度の支援者の意識や資質の向上、民間団体や当事者団体を含めた連携が必要との御意見がございました。

続きまして、「３　本計画の位置付け」についてでございますが、（１）計画策定趣旨といたしまして、全国的な貧困の状況にある子どもと家庭の課題が本市にも存在することを踏まえまして、子どもの貧困対策を関係機関相互の連携のもとに、関連分野における総合的な取り組みとして推進する必要があると思います。それから、千葉市で学んでよかったと子どもが思える教育と、「こどもがここで育ちたいと思うまち『ちば』」の実現を目指して、子どもの未来を応援する施策を総合的かつ体系的に推進するために策定するとしております。

（２）計画の位置付けといたしましては、法律や国の大綱の趣旨を踏まえまして、平成24年度から10年間の中長期ビジョンとなっております千葉市新基本計画の一部をなすものとして位置づけて、千葉市こどもプラン等の４つの個別計画等における課題、背景、基本的な考え方や各種施策を基本として、子どもの未来を応援するための基本理念と施策を体系的かつ総合的に整理して今後の取り組みを示すものとしております。

（３）計画期間は、新基本計画の終期と合わせまして、平成29年度から33

年度までの５年間を予定しております。

続きまして資料右側の計画体系ですが、基本理念といたしまして、「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会」、「全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会」の実現を掲げております。

計画の体系としましては、国の大綱における施策体系を基本といたしまして、４つの基本目標と11の施策の方向性で構成しようと考えております。

基本目標の１つ目、「教育の支援」では、右側の誰もが義務教育として通う学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開とともに、学習支援事業や幼児教育の無償化など、教育の機会均等を推進することとしております。

本計画の２つ目ですけれども、「生活の支援」では、子どもたちが健全に育成されるためには、安定した毎日を過ごすことができる環境を整える必要があることから、保護者、子どもの生活支援と困難な状況に置かれた子どもの就労支援を行おうと考えております。

３つ目の「保護者の就労・経済的な支援」では、生活の基盤を安定させるため就労支援を行うとともに、世帯の生活の基礎を下支えするための経済的な支援を行います。

４つ目の「連携体制等」では、幅広い施策を総合的に推進するため、庁内、民間団体、当事者団体等との連携、協働を推進し、困難な状況にある家庭、児童に気づき、支えていくために支援人材の育成を図るとともに、社会全体で子どもを支援するための情報発信等による広報啓発、他自治体、民間団体等の先進的な関連情報の収集を行います。

その下の数値目標といたしましては、法や大綱の制定の背景となりました生活保護世帯や児童養護施設等の子どもたちの進学率により設定しております。

表における太枠で囲われた全国実績及び千葉市の実績は、生活保護世帯や児童養護施設等の子供の中卒後及び高卒後の進学率を示しており、その右の参考欄ですけれども、これは参考欄の全世帯平均の数値よりも相当低い状況となっております。本市実績は年度ごとに変動がありますが、直近数値は全国実績よりも低い状況がございました。国においても、指標改善に力を入れ

ているところです。当計画の目標といたしましては、平成33年度までに全国実績を上回ることを目指そうと考えております。

最後に今後のスケジュールですけれども、本日、皆様からいただいた御意見を踏まえ、また、平成29年度に向けた予算の状況もございますので、これを見込んで１月から２月の間にパブリックコメントを実施し、３月には計画を策定したいと考えており、第３回の当分科会において報告させていただきたいと思います。

なお、裏面におきましては、全体の施策体系表を示しております。

概要の説明は以上でございます。

続きまして、ちょっと長いんですけれども、資料１－２の本編の説明をさせていただきます。１ページめくっていただいて、目次のところから御説明いたします。

本編は５章構成となっておりまして、第１章は「計画策定にあたって」といたしまして、計画策定の趣旨、背景、本市計画について記載してございます。第２章は「本市における子どもの貧困の状況」として、全国との比較、アンケート調査結果、支援者、当事者ヒアリングの結果をまとめてございます。第３章は「計画の基本的な考え方」として、基本理念や課題と取り組みの基本目標、施策体系表を示しております。第４章につきましては「施策の展開」として、４つの基本目標ごとに個別事業を含めて示しております。最後の第５章は「計画推進にあたって」といたしまして、推進体制や計画の進行管理、数値目標を示してございます。

１枚めくっていただきまして、第１章でございますが、以下、概要版で触れられなかったところを中心に御説明いたします。

２ページ目が「計画策定の趣旨」でございます。概要版で御説明いたしましたとおり、第１段落では全国的な子どもの貧困の状況を記載してございます。それから、第２段落では本市にも同様の課題があること、第３段落においては、このような背景から、子どもの貧困対策を関係機関の密接な連携のもと、関連分野における総合的な取り組みとして計画を策定するという記述をさせていただいてございます。

右の３ページ目以下では「計画策定の背景」といたしまして、まず、（１）全国の子どもの貧困の状況として、全国の相対的貧困率の推移を記載してご

ざいます。真ん中の表の上から２段目の子どもの貧困率が年々上がっておりまして、24年の調査では16.3％となっております。

それから、１枚めくっていただきまして、４ページ目は相対的貧困率の算出方法を示してございます。

次の５ページ目は子どもの貧困対策の推進に関する法律の内容を記載してございます。

めくっていただきまして、６ページ、７ページにつきましては、子供の貧困対策に関する大綱について内容を示してございます。

１枚めくっていただきまして、８ページ目は千葉県の計画の内容でございます。

次に、右の９ページをごらんいただきたいと思いますが、「３　本市の計画」でございます。

（１）計画の対象でございますけれども、法や大綱の趣旨を踏まえまして、本計画では、大学等を卒業し、自立に至るまでのおおむね20代前半までの子どもと若者、その家庭を対象として計画を推進しようと考えております。具体的には、①経済的困窮を理由として、学習機会が制約されている状況、または心身ともに健やかに育成される環境が保障されていない状況にある子ども・若者とその家庭、②番といたしまして、上記の①に陥るリスク要因がある子ども・若者とその家庭としております。

その下は概要版でもお示しした（２）計画の位置づけと他計画との関係を図で示したものです。

ページをめくっていただきまして、12ページをごらんください。12ページからは第２章となります。本市における子どもの貧困の状況が記載されている表でございます。

「１　全国との比較」についてですが、（１）生活保護などの支援制度の対象児童の状況でございます。生活保護、児童扶養手当、就学援助、社会的養護といった４つの支援制度を利用している児童数を実数として示しております。

下の表をごらんいただきますと、千葉市と全国の数字を比較しており、左側が千葉市の数字になっております。①番のところは18歳未満の全児童数が15万3,000人、生活保護受給世帯の児童は約2,000人、児童扶養手当受給世帯

の児童は8,900人となっておりまして、生活保護と児童扶養手当は重複しているところがございますので、これが約1,300人、その下の就学援助利用世帯の児童は約6,300人。これも児童扶養手当と生活保護と重複があり、重複分が3,900人、さらに社会的養護の児童は167人おりまして、４つの制度を利用している児童の実数は約１万2,000人となっております。18歳未満の全児童数に占める割合で見ますと、本市が８％、これに見合うような全国の率は10.9％となっております。貧困という観点から、児童数を延べでこのように出したことは今までございませんでしたので、このような児童数を把握することも貧困対策の第一歩だと考えております。

続きまして、次の13ページでございますが、こちらは生活保護受給世帯の状況になっております。上のグラフは、本市の18歳未満の生活保護受給者数と世帯数、下のグラフは大人も含めた生活保護率の推移を示しておりまして、児童に関してはやや減少傾向にある状況でございます。

めくっていただきまして、14ページでございますけれども、こちらは児童扶養手当受給者数の推移でございます。児童扶養手当とは、ひとり親家庭で低所得者に対して支給される手当てでございますけれども、受給者数は若干減少傾向にありまして、全国の人口割合と比較いたしますと、本市の割合は低い状況になっております。

右の15ページでございますが、こちらは就学援助認定者数です。就学援助制度とは、経済的な理由によって就学が困難な小中学校の児童生徒の保護者に対して支給されるものでございますが、自治体によって認定基準が異なるため、一概に全国より低いからいいというものではございませんが、人数自体は減少傾向にありまして、認定率は全国と比較して低い状態でございます。

めくっていただきまして、16ページでございますが、こちらは社会的養護を必要とする児童数でございます。社会的養護を必要とする児童とは、保護者がいない児童や児童虐待等により家庭で生活することが困難な児童のことでございますが、児童養護施設等や里親のもとで養育されております。本市における児童数は、おおむね160人から170人で推移してございます。

右の17ページは不登校児童の生徒数です。上の線が中学生、下の線が小学生となっておりまして、中学生は全国平均よりも低く、小学生は全国平均よりも高い水準となっております。

めくっていただきまして、18ページでございますが、児童虐待通告対応件数の推移です。広報啓発による国民の関心が高まったこともあると思いますが、国、県、市、ともに右肩上がりの状況でございます。

続きまして、右の19ページでございますが、子どもの貧困に関する指標の状況です。国の大綱では、施策の実施状況や対策の効果等を検証、評価するために指標を設定しておりまして、ここでは市の数値と比較可能な項目を示してございます。

概要版でお示ししました生活保護世帯や児童養護施設の進学率のほか、下のほうに書いてありますが、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの人数、割合も示されてございます。

また１枚めくっていただきまして、20ページをごらんください。ここからは本年７月に実施いたしましたアンケート調査の分析結果でございます。

まず、調査の概要でございますが、本計画の策定に当たりまして、支援を必要とする家庭の親とその子の生活状況を把握するために実施しておりまして、主に家庭や子どもの置かれている困難な状況を把握する、学校以外の学習状況の把握をする、子どもの貧困の視点でのサービスニーズの把握を目的とした質問をアンケート調査として行っております。

対象といたしましては、①児童扶養手当受給者世帯の保護者と子ども700世帯、②生活保護受給世帯が700世帯、③就学援助認定世帯が600世帯の計2,000世帯のほかに、社会的養護が必要な児童を対象として、施設を通じて子どもたちからアンケートを実施しております。回収率は約23％となっております。

右の21ページ、上からが調査結果の概要です。

まず、教育に関することといたしまして、保護者や施設職員に子どもに関する悩みをお聞きしたところ、「勉強や進学」が最も多く、次いで「性格やくせ」という状況になっております。

その下は、子どもに聞いた困っていることや嫌なことです。「ある」と回答した中では、「学校の勉強のこと」や「進学のこと」が一番多く挙げられておりました。

１枚めくっていただきまして、22ページの上のグラフは学校の勉強の理解度です。学校の勉強がわかるかという問いに対しまして、３番目の「どちら

かというとそう思わない」と４番目の「そう思わない」の割合が合わせて３割程度となっておりまして、また、中学生より高校生のほうがその割合が高くなっておりました。

その下は概要版でもお示ししました、学校の授業以外での１日当たりの勉強時間の経過でございます。グラフは、上から本調査、本市の他の調査、全国調査となっておりまして、比較するため中学３年生を抽出しております。グラフは右に行くほど１日の勉強時間が短くなっておりまして、本調査の対象児童は、本市の他の調査と比較しますと、顕著に勉強時間が短くなっていることがわかりました。

続きまして、右の23ページの上のグラフは、こちらも概要版でお話しいたしました塾、予備校などの学習に関する習い事に関しての費用の結果です。本調査の対象となっているアンケートでは「５千円未満」が67％、大都市の平均は0.5％と、かけている金額に非常に大きな差が出ております。

真ん中のグラフは、本調査の保護者に対して、塾や習い事などで通わせたいのに通わせていないものがあるかを尋ねてございまして、約７割の方が「ある」と回答しております。その理由が下のグラフとなっておりまして、「月謝や授業料が高い」というのが大きな理由になっております。

１枚めくっていただきまして、24ページをお願いいたします。保護者と子どものそれぞれに学習支援のニーズを尋ねております。上のグラフが保護者でございまして、学校の授業以外で無料で子どもに勉強を教えてくれるところがあったら通わせてみたいかということでしたけれども、６割が通わせたい。下のグラフは児童で、同じく約６割が「場所や条件があえばいってみたい」となっておりまして、学習支援のニーズが高いことがわかりました。

続いて、右の25ページ以下につきましては、将来の進学について、希望と現実を保護者と児童の双方にお尋ねしております。

まずａとして、希望といたしましては、どの学校まで進学して卒業させたいか、あるいは卒業したいか。一方で現実に進学し、卒業できるのはどこまでかを尋ねております。

25ページでは希望について示しております。上のグラフは保護者に聞いたところでありまして、真ん中辺にある黒塗りのところが大学でございまして、大学まで行かせたいなと思う親が54％ほどいるということになっておりま

す。それから、下のグラフが児童に聞いたところで、児童でも全体としましては、大学まで行きたいなと思う子は34％おりました。

めくっていただきまして、26ページは希望に対する現実をお尋ねしております。上のグラフは保護者に聞いたところで、大学卒業まで行かせられるかなという人は17％、希望と比較すると37％の大幅な低下になっております。下のグラフは児童に聞いたところで、大学まで行きたいというのは20％程度となっておりまして、希望と比較すると、こちらも14ポイントの低下となっております。

右の27ページでございますが、異なる理由を尋ねておりまして、上の保護者は「家庭に経済的余裕がないこと」を理由としておりますが、下の子どもについては、自分の学力を考えたら、そこまで行けないだろうというのが一番多くて、家庭の経済的理由はその次となっております。

ページをめくっていただきまして、28ページでございますが、これは生活に関することをお尋ねしておりまして、朝食の喫食調査についてです。本市の他調査と比べまして、毎日朝食を食べると回答した割合が少し低くなっているような状況でございます。

次の29ページは子どもの睡眠時間の調査結果で、本調査対象の児童は７時間以上が大半を占めておりまして、本市の平均と比較しますと相当長い時間となっております。

めくっていただきまして、30ページをお願いいたします。上のグラフでは、保護者に仕事に関することで頼れる人がいるかどうかを尋ねた質問でございます。「家族・親族」や「友人・知人」でそれぞれ２割程度、それから「頼れる人はいない」と回答した人も２割近くおりました。

その下のグラフは、子どものこと以外で困っていることや不安なことを尋ねたところ、半数以上が「毎月の家計のやりくり」を挙げられておりまして、また、「仕事に関すること」も３割ほどありました。

右側の31ページは、こちらも概要版でお示ししましたが、家計に関することで、いろいろな支払いの滞納があったかどうかを尋ねている質問です。約４割の方が、そのようなことは「できなかったことはない」としている一方、「光熱水費」が３割、さまざまな滞納、公的年金や電話代の支払いがおくれたことがあるという回答になっております。

めくっていただきまして、32ページでございますが、上のグラフは、子どもの体調が悪いのに病院等を受診できなかった経験の有無でございますが、約３割の方がそのようなことがあったと回答しております。下のグラフはその理由で、ひとり親の方が中心ですが、「仕事を休むことができず、連れていけなかった」が最も多く、約２割となっております。

右の33ページは、子ども本人に将来の夢や目標の有無について尋ねた結果です。対象は中学３年生でございまして、本市の他調査と比較してございます。本調査では「ある」と回答した人の割合が低く、「ない」と回答した人の割合が高くなっております。

めくっていただきまして、34ページでございます。保護者に必要とする支援について尋ねたところ、約８割が「子どもの入学金や授業料が軽減されること」を選んでおります。次いで、約半数が「塾や家庭教師のような学習支援」を希望されているところでございます。

右の35ページは、中学３年生に学校に行くのは楽しいかという質問でございますが、本調査対象では、「そう思う」、「どちらかというとそう思う」と回答した人の合計は、ほかの一般的な調査よりも若干低くなっておりました。

１ページめくっていただきまして、36ページからは支援者及び当事者に８月に実施したヒアリングの結果をまとめたものでございます。概要版でも少し御説明いたしましたが、菊地委員や西垣委員から支援する立場、または当事者の立場から、貧困対策計画におけるテーマについて御意見を伺っております。

ヒアリングした観点、項目といたしましては、エのところでございますが、困難を抱えやすい状況にある子ども・若者、家庭の状況とはどういうものか、支援につながらない層に支援を届けるためにはどうするか、また３番といたしまして、市が貧困対策を行うに当たっての御意見などを伺ったところでございます。

36ページの中段以降が調査の結果となります。まず支援者といたしまして、菊地委員や生活自立・仕事相談センター職員の方々の御意見ですが、最初の丸で支援が必要な層の複合的な課題については、さまざまな経済的な問題だけでなく、児童虐待やＤＶ等、幾つかの問題が重なっておりまして、それを

助けてくれる人が周りにいないときに困難に陥りやすいということでございました。

次の支援につながりにくい要因といたしましては、本人が困っていないとか、どのような支援があるのかを知らないなどの要因があるということでございます。

次の支援者の資質向上及びその下の複合的な問題に対する対応につきましては、支援につながりにくい対象者を発見しやすい行政の支援者が対象者を見つけ、つないでいくための意識や力を持つために、ケースワーカーとか、そのような方でございますが、それぞれの支援者に対して資質の向上を図り、視点を広げて連携を図る必要があること。また、公民のより一層の連携やそれぞれの支援者がつなごうと意識することが重要だと伺っております。

以下、地域での支援の重要性や身近な相談機関の必要性、学習支援の活用として、右のページにもまたがっておりますが、生活困窮者への学習支援事業における生活相談をしただろうかという御提案、それから学校との連携強化の必要性等が示されております。

続きましてイのところでございますが、当事者、西垣委員から聞いたものでございます。母子寡婦福祉会の有志や、みずから運営なさっている子ども食堂利用者の方々の御意見を集約されて御回答をいただきました。

ひとり親でございますので、まず離婚時の厳しさをお聞きいたしました。パートナーとの信頼関係が崩れ、人間不信に陥っている状況で精神的に追い詰められ、経済的には不安定な状況であっても、離婚時の心理状態から支援につながることがなかなか難しいという御意見をいただきました。

そのため、次の当事者等、行政以外での支援の必要性といたしまして、当事者として、同じような体験している人による支援が必要なのではないかという御意見でございます。

以下、具体的な施策の御意見といたしましては、当事者団体によるネットや交流サイト等による支援、次の離婚届提出時の施策強化をいただいております。また、次の生活保護受給までの困難といたしましては、学資保険の解約などが迫られまして、生活保護を受けるというのはまだまだハードルが高いという御意見をいただきました。次の学習に係る費用負担といたしましては、子ども全般に関することでの困っている家庭の底上げとしてほしいとい

う御意見や、最後に地域の相談員や学校の関与が必要との御意見をいただいております。

１枚めくっていただきますと、次は「第３章　計画の基本的な考え方」です。第２章で明らかになった本市の状況に対してどのように取り組むか、基本理念、基本目標、施策体系表を示してある章でございますが、概要版の右のページで説明したものと重複しますので、こちらは割愛させていただきます。

飛んで46ページをお願いいたします。「第４章　施策の展開」といたしまして、基本目標や施策の方向性といった施策体系に基づき個別事業をお示ししております。

まず、基本目標の「１　教育の支援」では、（１）「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開でございまして、ここでは①から⑤まで施策の切り口がございます。まず、①学校教育による学力保障では、個々の状況に応じたきめ細やかな指導や支援を実施してまいります。②学校を窓口とした福祉関連機関等との連携といたしまして、子どもの置かれたさまざまな環境に働きかけ支援を行うスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを配置しまして、関係機関との連携や情報提供を行い、相談体制の充実を図っていこうと考えております。③地域と学校との連携強化として、地域ボランティアによる放課後子ども教室における体験活動への支援など、学校、家庭、地域連携や協働事業により地域社会全体で子どもの教育に当たる体制を目指しております。また、④キャリア教育の推進により、子どもの意欲や能力を育てるとともに、⑤学校給食による食育の推進により、子どもの健康増進に努めることとしております。

右側の47ページは、今言った①から⑤に関連した具体的な事業の一覧になっております。

１枚めくっていただきまして、48ページでございます。基本目標１の（２）教育の機会均等の推進でございます。こちらも切り口が細かく４つありまして、①幼児教育の無償化の推進・質の向上でございますが、幼児教育の無償化や保育所等の利用者負担額の軽減、子どもの発達や学びの連続性、一貫性を確保し、幼児期の教育の充実を図ることとしております。②就学支援の充実として、義務教育段階における子どもの貧困対策として、必要な経済的援

助を行うほか、特別支援教育就学奨励費などを通じて、障害のある子どもへの支援を図ろうと考えております。③生活困窮世帯等への学習支援でございますが、生活困窮者自立支援法に基づき学習支援を実施するほか、地域における放課後等の学習支援を推進して充実していくことを考えております。④大学等進学の支援として、ひとり親については、福祉資金貸し付けによる進学の支援のほか、児童養護施設で生活する児童の自立を図ってまいります。

めくっていただきまして、50ページからは２つ目の基本目標の「生活の支援」でございます。

（１）保護者の生活支援といたしましては、細かい切り口は保護者の自立支援と保育等の確保、それから保護者の健康確保となっております。①保護者の自立支援といたしましては、さまざまな困難を抱える生活困窮者やひとり親家庭の保護者からの生活、子育て、就労など、さまざまな相談に対応する体制を充実し、支援の推進を図ります。②保育等の確保といたしましては、就労希望により保育を必要とする子育て家庭のニーズに対応して保育所や子どもルーム、放課後子ども教室の整備を推進してまいります。③保護者の健康確保といたしましては、家庭の経済状況等にかかわらず安心して妊娠、出産し、子育てできるような支援、相談ができる体制づくりを行ってまいります。

めくっていただきまして、右側の53ページでございます。こちらは（２）子どもの生活支援でございますが、項目的には３つございまして、①児童養護施設等を退所する児童等の支援でございます。②食育の推進に関する支援、③子どもの居場所づくり、学習支援に関する支援として、生活困窮世帯の子どもに学習支援を継続して行っていくほか、就労等により保育を必要とする家庭のニーズに対応して居場所づくりの整備を図ってまいります。

また１枚めくっていただきまして、右側の55ページは子どもの就労支援でございます。こちらも児童養護施設等の子どもへの就労支援とか、ひとり親家庭の子どもに対して高卒資格の取得を支援するとか、就労支援を必要とする子ども、若者に対して、個々の状況に応じて支援を行います。

めくっていただきまして、56ページからは、３つ目の基本目標の「保護者の就労・経済的支援」についてでございます。

（１）保護者に対する就労の支援としましては、①保護者の就労支援とし

て、ひとり親家庭の保護者に対して、ハローワークとの連携や高等職業訓練促進給付金などを活用した就労支援を行ってまいります。②保護者の学び直しの支援、③就労機会の確保などに取り組んでまいります。

右側の57ページでございますが、経済的な支援といたしましては、①手当等の支給、各種負担の軽減などとして、子育てに係る各種負担の軽減を図ることとしております。②養育費の確保に関する支援ですが、養育費の支払いに関する情報提供や相談の支援を図ることとしております。③住宅の支援といたしましては、ひとり親家庭に対する住宅確保のための貸し付けや子育て世帯などにさまざまな情報提供を行って、生活困窮者に対して住宅確保の支援を行ってまいります。

めくっていただきまして、右側の59ページからは、基本目標の４番目の「連携体制等」についてです。

（１）連携体制の構築としましては、さまざまな困難を抱えた子どもや家庭を支援するため、関係機関が連携して地域におけるネットワークを構築する取り組みを検討してまいります。

（２）支援人材の育成といたしまして、子どもや家庭にかかわるさまざまな支援者が子どもの貧困に関する理解を深め、専門性や相談機能の強化や資質の向上を図って支援体制の充実を図ることにしております。

１枚めくっていただきまして、（３）社会全体での子どもの支援としまして、社会全体で子どもを支援し、またさまざまな支援制度の利用促進を図るために、貧困対策に係る情報を発信してまいります。

（４）子どもの貧困対策に関する情報の収集として、子どもの貧困対策に関する先進事例や民間の取り組みなどの情報収集や分析を積極的に行いまして、本市の実情に合った施策の企画や立案に努めてまいります。

最後のページ、裏表紙みたいなところで、こちらは「第５章　計画推進にあたって」でございますが、「１　推進体制」といたしましては、本年４月に設置しました庁内の関係各課により構成されている推進協議会がございまして、計画策定後も継続し、総合的な企画や連絡調整を行って、関係各課が連携して当計画を推進していけるようにしていきたいと考えております。

「２　計画の進行管理」ですけれども、本計画の進捗状況を確認するために、毎年度、庁内各課の計画事業の取り組み状況を調査いたしまして公表す

ることを考えております。

「３　数値目標」につきましては、概要版でお示ししたとおりでございます。

以上、国の大綱に例示されているような事業とか、貧困対策というキーワードで関係する個別計画等で庁内から拾い上げておりますが、この段階におきまして、専門的なお立場から皆様の御意見をいただきたいと思います。

計画案の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

中澤会長：　ありがとうございました。特に市内の子どもたちに対する直接の調査、あるいは聞き取りをしていただいております。貴重なデータだと思いますけれども、それでは、今の御報告、御説明につきまして、何か御質問、あるいは御意見がございましたらお願いいたします。

小野委員：　小野でございます。59ページの（２）支援人材の育成についてなんですけれども、里親支援専門相談員とありまして、とてもありがたいんですけれども、今、里親さんがふえている状態で児童相談所自体が手いっぱいという感じがしております。私たちもいろいろ御相談はしているんですけれども、支援相談員の方、施設によって１年ごとにかわってしまうことも現状としてはあるんです。やはり１人の方に相談していけるように、少し長い目で見ていただけるような支援相談員の配置をお願いしたいということ。

もう１点は、１段あけて、児童相談所職員の専門性を強化するための研修でお願いしたいことは、里親自身も初めての子育ての方が結構いらっしゃるんです。そうしますと、担当のケースワーカーさんも若い。皆さん、子育て経験のない方たちだけがそろってしまうことがあるので、そこのところを、これからこの計画の中でいい方向に持っていっていただきたいなと思っております。

山田局長：　貴重な御意見ありがとうございます。里親さんも含めて、こちらの対象となる児童たちへの対応については児童相談所の体制強化というものは必須だと考えております。設置した当初とかなり状況が変わっておりまして、施設的にも人員的にもかなりぎりぎりな状態ということは我々認識しておりますので、今、さまざまな調査をしたり、どうあるべきかという方向性について検討しているところであります。どこかの時点で今後の児童相談所のあり方についての、基本的な考え方、人員配置や、職員のローテーションはこうす

る、一時保護所はこうする、相談体制はこうするといったものを児童相談所のあり方としてまとめることを今検討しております。単に児童相談所の人数をふやしますとか、職員の資質向上を図りますではなくて、全体的な児童相談所のあり方としてお示ししたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

中澤会長：　ありがとうございました。ほかに御意見、御質問などございますでしょうか。

西垣委員：　20ページからのアンケート調査結果なんですけれども、対象者の５番目までの年数というのは、こちらのアンケートではランダムなんでしょうか。ひとり親になって１年目、２年目、３年目とかで悩みが違ってくると思うので、そういった点はアンケートの中で聞いているのかなと。

大町課長：　アンケートの対象者は無作為抽出だったので、今のような観点では選別はしていないんですけれども、その辺は回答の中であらわれてくるんじゃないかなと思います。

西垣委員：　それがもしわかるのであれば、具体的な支援というか、提案もできるのかなと思いました。

大町課長：　ありがとうございます。

中澤会長：　この聞き取りの中にも、離婚の当初はこうでという御意見がありましたけれども、フェーズごとにニーズがいろいろ変わってくるという感じが十分にありますよね。もしそういうことが読み取れたら、それを反映させていただければと思います。よろしくお願いします。

ほかに御意見ございますでしょうか。いかがでしょうか。

県の４つの柱になっているところの保護者の就労支援と経済支援を保護者の中に１つにまとめて、千葉市の場合は、さらに組織の連携を１つの大きな柱にしたという理解でよろしいんですか。

大町課長：　そのような理解で結構でございます。

中澤会長：　複雑な問題ですので、組織の連携というのは１つ大きな課題としていただいたのはすごく大切なことだなと私は読んでおりました。

いかがでしょうか。臨時委員の菊地委員さん、もし御意見ありましたらよろしくお願いいたします。

菊地委員：　私どもの相談センターは必ずしもお子さんに特化した相談ではなくて、あ

らゆる市民の方、世帯全体の支援ということで、特に生活困窮の問題について扱わせていただいていますが、ヒアリングの中でも申し上げたように、困窮しがちな人たちというのは、１つのことだけではなくて幾つかの要因が重なって、それが自分たちでは解決できなくて困窮に至るということがあると思うんです。その際、千葉市もそうですけれども、いろいろな相談窓口というのはたくさんあるんですが、相談した上で自分で動いてくださいというだけではなかなか解決しなくて、一緒に伴走するというか、一緒に解決するために動く人がいないとうまく手続ができない方。よくあるのは、本当は児童扶養手当の対象だけれども、外国籍で日本語が読めてなくて手続していませんでしたという方も相談に来られたりするんです。そういう窓口をつくるだけでなくて、一緒に動ける人をそこで育成するみたいなことは必要なのかなと感じております。

それから、特に今回の計画の中でも、数値目標としては進学率が出されていますが、アンケートの中でも学習支援への要望や期待も当事者や保護者の方から出ていて、生活困窮者自立支援法の中で、生活困窮者、生活保護受給者への学習支援事業は本市もやられていますけれども、まだまだ利用が少ないのではないかなと感じておるところです。各区の保健福祉センターで、夕方から中学２年生、３年生に向けて無料の学習支援をやっているんですが、まだまだ知られてないということや、実際の参加率が結構低いという感じがしております。さらにもう少し言うと、そこに参加したお子さんの支援だけでなく、本当は世帯の支援もしたほうがいいかと思うんですが、なかなかそこにもつながっていないというところがあります。この目標を達成するために拡充していくという御計画を今後考えておられるのかどうか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

大町課長：　貴重な御意見ありがとうございます。学習支援は保健福祉局の保護課が所管しております。今後庁内会議の中できちんと検討いたしまして、連携がとれるように図っていきたいと考えております。

以上です。

山田局長：　私、数年前まで花見川区に勤務しておりまして、毎回、この学習支援を見に行っていたんですけれども、今、委員さんから言われたとおり、生活保護世帯の子どもが多い割に参加者数が全くいないと。もっと問題なのは、学習

支援をしている最中に生活支援全体を見るケースワーカーがいない。先生と生徒と、そのケースにかかわるケースワーカーではなくて、職員のローテーションの問題もあるんですけれども、学習支援だけの部分を取り出して見ちゃっているというところが非常に問題だなと思っておりました。まさしく生活全体支援の中の学習支援なので、全体として捉えてやっていきたい。それを各区に呼びかけたりですとか、今後、この計画を進めるに当たりまして、個別の局ではなくて関係局と連携していきますので、こちらからの要望等を入れていきたいと思っております。実際に、この年齢でこの問題なのかというぐらい、ここまで差がついちゃっているのかという事情も見ておりますので、学年別というか、学力に応じた学習支援という切り口は少し必要かなというのを所管課には要望する予定です。

以上です。

菊地委員：　今の局長の答えに関連してですけれども、私たちも相談窓口に御相談に来られた方の中でお子さんの支援が必要だなと思う方がいて、学習支援という事業もありますからぜひとお勧めをしても、いわゆる発達に課題があったり、学習に課題があったりするお子さんだと、集団で勉強すること自体がなかなか、大体不登校だったりということもあって、そういう事業にうまく乗れない方もいらっしゃいます。どうしたかというと、最終的には民間のＮＰＯ団体にお願いして個別に対応していただくという必要が出てきてしまう。その場合、無料というわけにもいかなくなってしまって、かなり無理を言って、低額でやっていただいたりはしているんですけれども、一番大変なのは実はそこの方たちじゃないかという気がしていて、そういう個別の支援対応も結構必要かなと感じております。

中澤会長：　ありがとうございました。ほかに御質問、御意見などありますでしょうか。どうでしょうか。

西垣委員：　今、学習支援の話、中学２年生の学習支援だと思うんですけれども、それだとちょっと遅いという話を小学校の先生とさせていただいたことがあります。私の子の場合は、中学受験をしたいと言ったときには間に合わなかったので、もしできるのであれば、小学校のうちから学習支援をしていただけたらなと思います。それから、小学校の１、２年生のときに学習塾に行っていたんですけれども、送迎ができなくて続けられなかったということもありま

したので、小学生のうちは、送迎じゃないですけれども、そういったものをちょっと視野に入れてもらえると、親としては、安心して預けて学習もできますし、このアンケートからも時間がないことが読み取れると思うので、そういったところも反映していただければと思います。

山田局長：　今の送迎のところなんですけれども、我々の発信の仕方が悪くて申し訳ないのですが、ファミリー・サポート・センターという、手伝ってほしい人と手伝える人がお互いに契約して助け合うという事業がございまして、約5,000人の方がいます。それは所得に応じて減免制度もございますし、そういう制度を我々子ども・子育てとして力をいれておりますが、周知の方法を少し工夫しなければならないかなと考えております。小学校は学校による補習とか、その辺の学習支援を考えていると聞いております。１人で行かせるのはなかなか難しいということもございますので、その辺は学校が拠点となって主にやっていきたいということは聞いております。

中澤会長：　ありがとうございます。ファミサポの利用も１つの可能性としてはあると思うんです。

そのほか、まだ御意見、御質問などあるかと思いますけれども、ちょっと時間もありますので、きょう最初に質問用紙というのがございましたよね。きょう、まだ言い足りないこと、聞き足りないことがありましたら、そこへ御記入いただければと思います。よろしくお願いいたします。

では、ただいまの議題はここまでにさせていただければと思います。

高木補佐：　ありがとうございました。臨時委員の西垣委員と菊地委員におかれましては、ここまでで終了となります。本日はお忙しい中、ありがとうございました。

（臨時委員退室）

高木補佐：　それでは、引き続き議事の進行を中澤会長、よろしくお願いいたします。

議題　（４）千葉市こどもプランの平成27年度進捗状況について

中澤会長：　それでは、続きまして議題（４）千葉市こどもプランの平成27年度進捗状況について、事務局から説明をいただきたいと思います。お願いいたします。

始関課長：　こども企画課、始関でございます。どうぞよろしくお願いします。失礼ながら、座って御説明させていただきます。

初めに、新たな委員の方もいらっしゃいますので、千葉市こどもプランの概要について御説明をさせていただきます。資料２をお願いいたします。表紙をおめくりいただきまして、別紙１「千葉市こどもプランについて」をごらんください。

まず、（１）計画の概要でございます。

計画策定の趣旨でございますが、これまでこども未来局におきましては、千葉市次世代育成支援行動計画（後期計画）に基づきまして、各種子育て施策の展開を図ってまいりましたが、平成26年度末で計画が終了となりますことから、引き続き全ての子どもと子育て家庭への支援、青少年や若者に対する支援などを総合的に推進するために策定したものでございます。

次に、計画の位置づけでございますが、千葉市新基本計画を上位計画とする個別部門計画として、４つの計画を一体的なものとして策定したものでございます。まず、子ども・子育て支援法に基づき策定が義務づけられ、教育・保育やさまざまな子ども・子育て支援について、量の見込み、提供体制の確保などを定める子ども・子育て支援事業計画、２つに、子ども・若者育成支援推進法に基づき、策定が努力義務となっております子ども・若者の育成支援について定める子ども・若者健全育成及び支援についての計画、３つ目に、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、ひとり親家庭の生活の安定と向上のための支援について定めますひとり親家庭自立支援計画、さらに子どもの参画について、普及啓発や推進体制の整備、施策展開やモデル事業などについて定めますこどもの参画推進計画、これら４つの計画を一体的なものとして策定し、基本施策１「子ども・子育て支援」を初めとする11の基本施策で構成しております。計画期間は27年度から31年度までの５年間としております。

次に、（２）進捗管理の方法でございますが、まず、「第１章　子ども・子育て支援」における「教育・保育」と「地域子ども子育て支援事業」の提供について。また、各章における新規・拡充事業の各年度の実施内容、目標値に対する実施状況、加えて記載されております取組内容に対して評価してまいります。

続いて（３）進捗状況の公表でございますが、プランの策定時に当分科会におきまして、計画における実施状況や評価について報告、意見聴取をさせ

ていただいた後に市ホームページで公開することとしております。

最後に、（４）社会福祉審議会児童福祉専門分科会における報告についてですが、当プランは再掲を含め、198事業という非常に多くの事業を掲載しておりますので、全ての進捗状況について報告させていただくことは時間的に難しい状況でございます。したがいまして、本日は、上の（２）進捗管理の方法に記載してございます評価項目のうち、子ども・子育て支援法に位置づけられております１の「教育・保育の提供」、２の「地域子ども・子育て支援事業の提供」並びに３の新規・拡充の37事業の各年度の実施内容・目標値に対する状況につきまして御説明をさせていただきます。

それでは、平成27年度の状況についてでございますが、別紙２「千葉市こどもプラン　平成27年度進捗状況の概要」をごらんください。左から基本施策、主な取組内容、平成27年度の実施状況を記載してございます。

主な取組内容の一番上、「教育・保育の提供」及び次の「地域子ども・子育て支援事業の提供」の２項目につきまして、後ほど別の資料で御説明をさせていただきます。この２項目を除いた新規・拡充事業の状況について申し上げます。

基本施策１「子ども・子育て支援」の主な取組内容の３「認定こども園の普及促進」から一番下、基本施策11「社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者に関する支援」の主な取組内容３「子どもの貧困対策」まで37事業につきまして、４段階で評価してございます。

評価基準につきましては、表の一番下、欄外の部分に記載してございます。進捗状況の４段階評価の基準を記載してございますが、各評価は前倒しでの実施など、計画以上の成果があったものをＡ評価、おおむね計画どおり実施したものをＢ評価、おくれなど、計画どおり実施できなかったものをＣ評価、休止、中止など未実施のものをＤ評価、各年度内に事業予定がなく、評価対象のないものを―（バー）で表記しております。

一番下の合計欄になりますが、新規・拡充事業37事業のうち、約７割の27事業がＢ評価、つまり、おおむね計画どおりの進捗となっております。そのほか、計画以上の成果があったＡ評価が１事業、計画どおり実施できなかったＣ評価、また未実施のＤ評価の事業が６事業でございます。本日は、このうちＡ評価及びＣ、Ｄの評価の事業につきまして御説明をさせていただきま

す。なお、取り組み内容に対する評価につきましては、右の表のとおりでございます。

それでは、新規・拡充事業の進捗状況について御説明をさせていただきます。別紙３「千葉市こどもプラン新規・拡充事業の進捗状況」をごらんください。

表の見方でございます。左から、本プランにおけます基本施策ナンバー及び基本施策名、次に新規・拡充事業の該当事業と所管課、続けてプラン策定時でございます平成26年度時点の状況。そして実施内容としまして、27年度の取組内容・目標値と、それに対する評価及び実施内容を記載してございます。また、該当事業に関連する数値、実績につきまして、参考数値を記載してございます。

一番上の「幼保小連携に関する協議の場の設置」を例にして御説明させていただきますと、表の真ん中、「計画策定当初に定めた取組内容・目標値」の欄になりますが、平成27年度の取組内容・目標値といたしまして検討会議設置としておりました。これに対しまして、「今年度の実施内容」に記載しておりますとおり、平成27年度末ではございますが、千葉市幼保小連携・接続検討会議を３月に設置しておりますことからＢ評価、おおむね計画どおりの評価としてございます。

それでは、Ａ評価及びＣ、Ｄの評価の事業について御説明をさせていただきます。

まず、Ａ評価の計画以上の成果があった事業でございますが、上から２項目め、基本施策１「子ども子育て支援」の「保育所・幼稚園等合同研修事業」についてですが、平成27年度におきまして、研修内容を検討し、28年度以降、研修を実施するとの計画に対しまして、27年度におきましては研修内容の検討に加え、２月に設置いたしました千葉市こども未来懇談会における取り組みといたしまして、各団体が実施いたします研修への相互乗り入れや施設の相互視察を実施するなど、前倒しで事業の進捗を図ったことからＡ評価としてございます。

次に、計画どおりできなかったＣ評価、また、未実施のＤ評価の事業でございますが、下から４項目め、同じく基本施策１「子ども・子育て支援」の「障害児保育・特別支援教育に関する協議の場の設置」についてでございま

す。教育委員会におきまして、特別な支援を要する子どもにかかわる関係機関等のネットワーク構築、相談支援体制等を検討するため特別支援連携会議が設置されましたことから、そちらに参画することといたしまして設置を中止したため、D評価としてございます。

次に、下から２項目め、「夜間保育事業」でございますが、認可施設において22時まで実施するものでございますけれども、目標値１カ所に対し、22時まで延長保育を実施する代替施設が３カ所ございますが、夜間保育事業としての実施がないことからC評価としております。

次のページ裏面になりますが、続いて基本施策３「こどもの社会参画の推進」の上から４つ目、こどもの参画ガイドラインの改定でございます。本市の重点施策の１つとなっております子どもの社会参画でございますが、こちらを推進するに当たりまして、平成23年に基本的な考え方や推進するに当たっての注意点、進行の方法などを示しましたものでございますが、量、質、ともにかなり複雑でございまして、本計画の期間内に改定することとしております。この改定に先立ちまして、庁内の各事業にこの取り組みを促すとともに、その度合いを確認するチェックシートを作成したものの、庁内への周知が実施されていないことからD評価としております。

次に、その３つ下、「こどもの参画事例集の作成」でございますが、子どもの参画の取り組みを市内に広げていくため、庁内他部局や地域の子どもに関する団体等の取り組みを集約し、事例集としてまとめるものでございますが、作成内容の検討に対して、チェックシートの作成、また地域で取り組まれております、この参画事業の１つでありますこどものまちＣＢＴの開催支援のみにとどまったからD評価としております。

次に、一番下、基本施策６「子ども・若者の居場所づくり」の「子どもの居場所に関する方針策定」でございますが、現在、教育委員会におきまして検討が進められております放課後児童対策の進展がまだ見られないことから、推移を注視してこの方針に取り組むこととしたためD評価としております。

次に、１枚おめくりいただきまして、下から６つ目、基本施策９「社会的養護体制の充実」の「ファミリーホームの増設」でございますが、開設要件を満たした事業者がいなかったことから増設がなく、C評価としております。

以上が新規・拡充事業の実施状況でございます。

続きまして、「教育・保育の提供」及び「地域子ども・子育て支援事業の提供」について御説明させていただきます。別紙４「教育・保育の提供」をごらんください。こちらと、次に御説明いたします「地域子ども・子育て支援事業の提供」につきましては、子ども・子育て支援新制度に基づく事業計画として、子ども・子育て支援施策の計画的な提供体制の確保を図るために定めたものでございます。

初めに、「教育・保育の提供」、そして私立幼稚園の認定こども園への移行や認可外保育施設の認可化などの状況を御説明いたします。表の見方でございますが、左側の表に計画策定当初の見込みを、右側の表に実施状況を記載してございます。

まず、計画策定当初の見込みでございますが、平成26年度からの各年度の４月１日時点の数値を示しております。

左から３つ目、「量の見込み」の欄には、計画策定時に実施いたしましたニーズ調査の結果を踏まえた保育需要を示しております。これは、例えば現在は就労していない保護者が今後希望どおりに就労した場合に生じます潜在的な需要も含んだものとなっております。

これに対しまして、次の「確保方策」の欄には、計画最終年度の平成31年４月までに量の見込みに対応した教育･保育を提供するための受け皿として、各年度の認定区分に応じた定員数が定められております。こちらにつきましては、新制度に基づく事業計画として、プランの第１章に掲載されているものでございます。

次に、この計画に対して、右の表に実施状況を記載してございます。27年度の実施状況でございますが、平成28年４月１日に向けた整備実績ということになりますので､28年度の実施状況の欄をごらんいただきたいと思います。最初の網かけ部分に記載してございますのが、４月１日時点での各認定区分の確保量、その次の網かけ部分に、どのような整備内容により確保したのかを記載してございます。

まず、私立幼稚園の認定こども園への移行が３園、次に認可外保育施設の認可化が、保育所が７園、小規模保育事業が２園、次に保育所定員増が１園、その他、新設などによりまして、合計いたしますと22園737人分の整備を実施

いたしました。

表の網かけの間に「見込みと実績の差」という欄がございますが、目標といたしておりました確保方策に対しまして、実際の定員が263人分足りていないという結果となっております。主な理由といたしましては、保育士不足や用地の確保が困難であることなどから、整備事業者を予定どおりに確保できなかったことが原因と考えられておりますことから、募集時期を早めるなど工夫をしながら、引き続き施設整備を推進してまいりたいと考えております。

次に、本日、差しかえでお願いいたしました別紙５「地域子ども・子育て支援事業の提供」をごらんください。

地域子ども・子育て支援事業は、全ての子育て家庭の多様なニーズに対応し、地域の子ども・子育て支援の充実を図るための事業でございますが、13事業ございまして、時間の都合もございますので、主な事業について御説明させていただきます。

まず初めに、①の放課後児童クラブをごらんください。表のつくりや数値の内容は異なりますが、量の見込み、確保方策についての考え方は、先ほどの「教育・保育の提供」と同様でございます。この事業につきましては、千葉市では子どもルームと呼んでおりますが、平成27年度の実施内容に記載してございますが、新制度に基づきまして、対象年齢を平成29年度までに小学校６年生まで拡大することとしておりまして、平成27年度はまず４年生まで拡大するため、高学年ルームを25カ所開設し、実績欄に記載しておりますとおり594人を受け入れたところでございます。

また、この事業計画に基づきまして高学年ルームの整備を進めているところでございますが、本日、資料はございませんけれども、低学年につきましても、待機児童が急増していることを受けまして、今年度から３カ年で29カ所、約1,220人分の受け入れ枠をふやす緊急対策につきましても、あわせて開始させていただいたところでございます。

次に、４ページをお願いいたします。⑥地域子育て支援拠点事業をごらんください。地域子育て支援拠点事業といたしましては、市内に子育て支援館、子育てリラックス館、地域子育て支援センターがございますが、平成28年２月に、稲毛区にそんのう・子育てリラックス館を新規に開設したことによりまして、子育てリラックス館は、各区２カ所体制でサービスを提供すること

ができるようになりまして、平成27年度の実績は、この開設により、見込み量と同数の20カ所となっております。このほかの事業につきましても、受け入れ枠の不足などによりまして、量の見込み、確保方策の見込みに見合った実績が上げられていない事業が多数ございますので、残りの計画期間につきまして、引き続き事業の拡充に努めてまいります。

なお、各取組内容に対する評価につきましては、別紙６に整理しております。

今回の内容につきましては、本日、委員の皆様の御意見をいただいた後に、市ホームページにおいて公表していく予定でございます。

各取組項目に対する評価につきましては、時間の関係で本日は御説明できませんが、会議後におきましても、御意見等がございましたら、配付してございます「ご意見用紙」等によりまして、ファクスやメールにて御提出いただければと存じます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

中澤会長：　ありがとうございました。ただいまの御説明につきまして、何か御質問、御意見などございますでしょうか。お願いいたします。

山﨑委員：　山﨑です。１つだけ、どこがどうだったということではないんですけれども、待機児童対策で、幼稚園の認定こども園移行を進めるという話は以前からずっとあったと思うんです。この数値の移行というのは、かなり大幅に狂っているんですか、それとも順調に推移しているんですか。例えば私から見ていると、まだ待機児童がいるな、認定こども園に移行することによって、この問題というのは解消していくのかな、なおかつ幼稚園の充足率というんですか、子どもの充足率、定員に対して何％が入っているんだよとか、そういう数値が全然見えないというか、わからないものですから、それのことをちょっと教えていただけますか。

鈴木課長：　幼児教育・保育政策担当課長の鈴木でございます。座って説明させていただきます。

こちらの整備の状況が順調なのかというところがまず１点あったと思うんですけれども、こどもプランに基づきまして、整備は進めておりまして、やはり将来的に子どもが減ってくるというのは間違いないものですから、原則として既存施設を活用していこうという方針でございます。それがあります

ので、幼稚園に認定こども園に移行していただくことによりまして、保育が必要な方を受けていくということを第一に考えたプランになっております。

順調なのかということで申し上げますと、新制度の初年度ということもあり、やはり制度の周知不足ですとか、もともと幼稚園という教育機関としての信念とか理念が各経営者の方々にありまして、なかなか進んでいないというのが事実でございます。また、定員ということで申し上げますと、幼稚園が認定こども園に移行はしているんですが、やはり２号とか、３号とか、そういった方々の定員数につきましては、スロースタート、スモールスタートといいますか、10人とか、そういった小規模に始めているということもございまして、認定こども園への移行による定員数が思うように伸びていないという状況でございます。

山﨑委員：　先日、ＮＨＫのテレビで、多分、東京都の杉並区と練馬区だと思うんですけれども、園庭のない保育園の報道がなされたんです。園庭のある保育園は30％で、ない保育園が70％。我々、幾ら都市部でも半分ぐらいは園庭あるんだろうなと思っていたら、あに図らんや、30％しか園庭がないというんです。

この問題というのは、千葉市のことを振り返って考えてみますと、やっぱり子どもたちの成長のことを考えれば、幼稚園が認定こども園になれば、多分、幼稚園はほとんど園庭が整備されていますので。そういった意味では、そういうことで救っていくのが千葉市の方向性としてはあるべき姿じゃないかなと感じました。

鈴木課長：　ありがとうございます。おっしゃるとおりでございまして、今、整備としまして、千葉市におきましても、例えば駅の近くに小規模の施設をつくるということで待機児童解消を進めているという事実はございます。ただ、おっしゃられたとおり、特に３歳以上のお子さんは広い園庭で活動ができるということが重要ですので、それも含めまして、幼稚園への移行というのを引き続き推進してまいりたいと思っております。

山田局長：　認定こども園への移行は、やはり幼稚園のマインドというか、背負ってきた歴史というんでしょうか、そういうものがありますから、待機児童を解消するために幼稚園さん協力してくださいよではなくて、千葉市に入ってきた子どもは親の就労にかかわらず、同じ保育、同じ教育ができるように、できるだけ良い環境で育てたいのでお願いしますよという形で我々は幼稚園さん

に説明しております。

一番最初の挨拶でもお話しましたけれども、子ども視点で考えますと、やはり地域に根づいた保育所なり幼稚園で、環境が整ったところで育っていくというのが一番いいと思います。ちなみに先ほどの、園庭保有率の話ですけれども、千葉市の場合は77％でございます。ですから、そこを粘り強く、熱意を込めて説明していけば、教育者の方々でありますのでわかっていただけるかな、どこかの段階でスピードが変わっていくかなと思っております。

中澤会長：　ありがとうございます。そこら辺は、恐らく皆さん懸念しているところだと思いますし、園庭のないところがどんどんふえるというのは不安もありますので、市のほうでそういう姿勢を持っていてくださるということはすごく頼みになるなと思います。ありがとうございます。

ほかに委員の方、何か御意見等ございますでしょうか。

中谷委員：　新規・拡充事業の進捗状況の１ページ目、161番の「障害児保育・特別支援教育に関する協議の場の設置」ですが、教育委員会で設置した会議があるので設置は中止することにしたとなっているんです。そもそも考えていた最初の内容というのは、専門機関とか、市や大学などの相互連携を強化するための協議の場の設置ということですが、教育委員会で設置した連絡会議というのは、そこまでも含めて、そこを内容的にはなくしてしまって大丈夫なのかというところをお伺いします。

鈴木課長：　ありがとうございます。幼児教育・保育政策担当課長です。御指摘のとおりという部分もございまして、今回、教育委員会で設置されたものが行政内部の、メンバーで言えば教育委員会、保健福祉局、こども未来局等、お子さんにかかわる部署が全て入った部分で行われてはいるところです。

内容としましては、やはり相談体制。今、窓口がばらばらだったりする部分を統一するですとか、ライフステージに応じた支援を考えていく、各部署連携してつくっていくというような内容でございます。会議が設置されてから１年近く経過するわけなんですけれども、今後の検討内容によりましては、またこちらのほうでも必要なものの設置とか、そういったものを検討する必要があると思っております。

中澤会長：　よろしいでしょうか。ほかに御意見ございますでしょうか。

では、また何かありましたら用紙で御記入いただいてということで、あり

がとうございます。

それでは、議題（４）千葉市こどもプランの平成27年度進捗状況について、事務局案を了承することでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

中澤会長：　ありがとうございます。それでは、千葉市こどもプランの平成27年度進捗状況につきましては、了承として答申することと決定いたします。

議題　（５）里親認定の適否について【非公開】

報告事項（１）里親の辞退について【非公開】

その他

中澤会長：　それでは、続いて次第５、その他ですけれども、事務局から連絡等ございますでしょうか。お願いします。

始関課長：　本日は、長時間にわたり御審議ありがとうございます。次回の開催予定でございますが、来年３月を予定してございます。日程につきましては、改めて調整をさせていただきます。

以上でございます。

中澤会長：　何かお尋ねになりたいことはございますか。よろしいでしょうか。

それでは、予定していた議題等は以上で終了となります。皆様のおかげをもちまして、予定どおり円滑に議事を進めることができました。ありがとうございます。

それでは、事務局にお返しいたします。

高木補佐：　それでは、以上をもちまして平成28年度第２回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を閉会いたします。

なお、資料３、４につきましては、個人情報等が含まれておりますので、机上に資料を置いたまま御退席いただきますようお願いします。

また、千葉市こどもプランにおきましては、次回以降に使用いたしますので、もし既にお持ちの方がいらっしゃいましたら、それも机上に置いたまま御退席いただきますようお願いします。

本日は長時間にわたる御審議、まことにありがとうございました。

以上